

1 背景

- 令和5年度のいじめの重大事態の発生件数は、過去最多の1,306件となり、極めて憂慮すべき状況
 - こうした状況を受けて、令和6年11月の「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」で、「いじめ防止対策の更なる強化について」が取りまとめられ、**重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設**が盛り込まれる
 - 令和7年1月、こども家庭庁及び文部科学省共同で、「**いじめの重大化要因等の分析・検討会議**」を開催
- ⇒ 令和7年11月、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」と「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を取りまとめ・公表

2 会議概要・分析対象

- 令和7年1月から9月まで、**計9回開催**
- 国で収集した重大事態調査報告書の分析を行い、分析の結果得られた**いじめの端緒・予兆や重大化要因等を各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的とする**
- 国に提供された重大事態調査報告書のうち、**32の調査報告書を対象に分析**。選定基準は次のとおり
 - ① こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事例(相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事例も含まれる)
 - ② 公平性・中立性が確保された組織(第三者委員会)によって調査が行われた事例
 - ③ 調査報告書の記載内容から分析が可能な事例

3 構成員

○:座長

新井肇	関西外国語大学外国語学部教授
石川悦子	こども教育宝仙大学教授
○ 清原慶子	杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長
栗山博史	弁護士(神奈川県弁護士会所属)
澤田真由美	(株)先生の幸せ研究所代表取締役
野澤和弘	植草学園大学副学長(教授)
	(一社)スローコミュニケーション代表
村宮汐莉	地域・教育コーディネーター

<分析実務担当事業者>

公益社団法人 子どもの発達科学研究所

いじめの重大化を防ぐための留意事項集(概要) ①

1 特徴

- 「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」(令和7年1～9月)において、32の重大事態調査報告書を、
 - ・ いじめの重大化を防ぐための対応
 - ・ いじめの重大化につながり得る要素・特徴という観点から分析し、**得られた留意事項を15項目に整理**
- 各留意事項は、**概要**、報告書から読み取れた**重大化のプロセス**、**対応のポイント**、**チェック項目**から構成
- 留意事項とは別に、いじめの防止・重大化予防に向けて**日頃から全ての学校・学級において意識すべき4つの視点**を「**いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり**」として掲載
- また、「**社会総がかりでいじめの防止に取り組む**」という基本的な考え方に立って、**こどもたちと、こどもに関わる大人(教職員・教育委員会等、首長部局、保護者、地域住民)**に向けた、**いじめの防止・重大化予防のために必要な視点や行動に係るメッセージ**を掲載

2 目次

I 留意事項

1 いじめの重大化を防ぐための対応

- 【1-1】 児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- 【1-2】 言葉以外のサインの察知
- 【1-3】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解
- 【1-4】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 【1-5】 児童生徒が傍観者にならないための環境づくり
- 【1-6】 いじめ対策における組織的対応
- 【1-7】 いじめを行った児童生徒への対応
- 【1-8】 地域の関係機関との連携
- 【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策
- 【1-10】 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

- 【2-1】 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ
- 【2-2】 進級・進学、転校等の環境の変化
- 【2-3】 交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- 【2-4】 インターネット・SNSにおけるいじめ
- 【2-5】 閉鎖的な集団におけるいじめ

II いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

III こどもたちと、こどもに関わるおとなの皆様へのメッセージ

いじめの重大化を防ぐための留意事項集(概要) ②

I 留意事項例(一部を抜粋)

1 いじめの重大化を防ぐための対応

- **【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応**
 - 児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えがあったとき等には、本人が安心できる環境で個別に話を聴くなど、まずはしっかりと当該児童生徒の話を傾聴すること
 - 既に深刻な状況に陥っている可能性もあることを念頭に、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討すること
 - **【1-5】児童生徒が傍観者にならないための環境づくり**
 - いじめを見て見ぬふりすることで、いじめに暗黙の了解を与える傍観者が、いじめをエスカレートさせる場合があること
 - 普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや生徒同士で支え合うことができる環境をつくること
 - **【1-8】地域の関係機関との連携**
 - 学校だけでは対応できないと判断するいじめ事案について、適切な時期に地域の専門機関(医療、福祉、行政、警察など)と連携し、支援を得ることを検討すること
 - その前提として、日常的に関係機関との顔の見える関係を作っておくこと
- ### 2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴
- **【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ**
 - インターネットやSNSを利用する際のリテラシーや、困ったときには身近な大人に助けを求めることの重要性を伝えること
 - 保護者や教職員がインターネットやSNS上のトラブルを認知したときは、積極的に問題の把握や支援を行うこと

II いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

- いじめの防止・重大化予防のためには「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を心がけることが必要であり、そのために意識すべき4つの視点は以下のとおり。
 - ① 多様に配慮した学校・学級づくり
 - ② 対等で自由な人間関係を構築する居場所としての学校・学級づくり
 - ③ 自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む
 - ④ 「困った、助けてほしい」と言える環境づくり
- これらの視点は、校長・副校長・教頭等の管理職を中心に教職員が一体となって学校経営の中でしっかりと意識し、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が行われることが重要

III こどもたちと、こどもに関わるおとなの皆様へのメッセージ

- **こどもたちへ**

自分のことや友だちのことで困ったときは、迷わず周りの大人に相談してほしい。(※こども家庭庁・文部科学省HPの相談窓口も案内)
- **教職員・教育委員会等の皆様へ**

こどもが見せる「小さなサイン」に気づき、丁寧に向き合うことが、いじめの重大化の予防にとって重要である。
- **首長部局の皆様へ**

教育委員会と連携して、いじめの防止・重大化予防に主体的に関わっていただきたい。
- **保護者の皆様へ**

こどもの様子が気になったときは、こどもの話を時間をかけて傾聴し、いじめの心配がある場合は、学校に伝えていただきたい。
- **地域の皆様へ**

いじめの問題は「学校だけの問題」ではないため、地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、こどもを見守っていただきたい。

いじめの重大化を防ぐための研修用事例集(概要)

1 特徴

- 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」における15の留意事項を踏まえ、**研修で活用できる事例集**を作成
- 小学校・中学校・高等学校について2事例ずつ、**計6事例**を用意。発達段階や研修のねらい等に即して活用
- 各項目は、**事例、ワークシート、想定される回答例、解説**から構成
- 解説については、「**いじめ防止対策推進法・いじめの防止等のための基本的な方針等の関係箇所に関する解説**」と、「**事例に即した解説・協議のポイント**」と題した、**留意事項集に即した解説**の2種類に分けて整理

2 目次

※ 《》は、対応する留意事項

1 小学校教職員向け

【事例①】 発達の特性によるコミュニケーションの行き違いから生じたいじめ事案 《1-3、1-4、1-8、1-9、2-1》

【事例②】 地域で気付かれたサインと学校の対応のずれ違い 《1-1、1-2、1-6、1-8、1-9》

2 中学校教職員向け

【事例③】 担任の思い込みと聴き取り不足による対応の遅れ 《1-1、1-2、1-7、2-1》

【事例④】 進学直前に起きたSNSいじめと学校の対応 《1-10、2-2、2-4》

3 高等学校教職員向け

【事例⑤】 部活動の閉鎖的な環境におけるいじめ事案 《1-5、1-6、2-5》

【事例⑥】 固定化した人間関係における性的ないじめと学校の対応 《1-7、1-8、2-3、2-4》